

# 青森市自殺対策行動計画(第2期計画)(素案)【概要版】

令和6年8月28日  
定例庁議  
保健部保健予防課

資料1

## 1 趣旨

自殺対策基本法において、市町村は、国の自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされ、本市では令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「青森市自殺対策行動計画」を策定した。

このたび、令和4年10月に国が改定した自殺総合対策大綱や、第1期計画における課題を踏まえ、「青森市自殺対策行動計画(第2期計画)」を策定するもの。

## 2 計画の位置付け

青森市総合計画前期基本計画 基本政策2「人をまもり・そだてる」及び青森市健康寿命延伸計画(第2次)に掲げる「こころの健康づくり」における自殺対策の取組を具体化して、総合的に推進していくための事業計画として策定。

また、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画として策定。

## 3 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間  
(市総合計画前期基本計画の期間と合わせる)

## 4 これまでの自殺対策の取組と課題

- これまで、市民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努める等相談体制の充実・強化を進めるとともに、地域におけるネットワークの強化等の基本施策や、ハイリスク層ごとの課題に着目した重点施策に、全庁的な体制の下、部局横断的に達成状況等を点検・評価等し、取組を進めてきたところ。
- 直近の数値等による評価では、評価指標15指標のうち6指標において、目標を達成しているが、計画の目標である自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)14.8については、令和4年時点では目標未達成となっている。
- 本市の自殺死亡率は増加傾向にあり、令和4年は20.9と依然として全国平均17.5を上回っている。
- 年代別自殺者数では、男性は30～59歳が、女性は60歳以上が5割以上を占めているほか、性別では、男性が約7割を占めている。職業別では、男性・女性ともに「有職者」が、女性ではさらに「年金・雇用保険等生活者」が多くなっており、原因・動機では、「勤務問題」の割合が増加傾向となっている。このため、本市では「働き盛り世代」をはじめとした男性と「高齢者」への対策を更に推進するとともに、国が令和4年10月に示した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、女性に対する支援についても強化する必要がある。
- 19歳以下の自殺死亡率は国で上昇傾向にあり、本市においても自殺死亡者がいる状況が続いていることから、子ども・若者対策についても一層推進していくことが必要。

## 5 国の大綱、県の計画

### 【国:自殺総合対策大綱(令和4年10月改定)】

- ① 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ② 女性に対する支援の強化【新規】
- ③ 地域自殺対策の取組強化
- ④ 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

### 【県:いのち支える青森県自殺対策計画(令和6年3月策定)】

## 6 市の計画における自殺対策の基本方針

- 1 生きることの包括的支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 市、関係団体、民間団体等、市民が明確な役割をもって連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

## 7 自殺対策の取組

### 【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

家庭や学校、職場、地域の生活の中で生じる様々な問題が深刻化し、追い込まれていくことがないよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な領域のネットワークを強化し、課題解決に向けて支援

### 【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

市民の誰もが心の健康に関心を持ち、心身の不調に早期に気づき、支え、見守ることができる人材を育成するとともに、積極的に心身の健康づくりを伝える人材を養成する等、幅広く自殺対策や心の健康を支える人材を育成

### 【基本施策3】 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こる可能性があり、危機に陥りそうなどときには、誰かに援助を求めることや相談窓口があることなどが地域全体へ広がるよう、関係機関と連携して普及啓発を行う

### 【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

居場所づくりや生きがいがづくり、自己肯定感を持てる場所や顔の見える関係づくり等の機会を増やすとともに、自殺未遂者等への支援や、生活上の困りごと、心配ごと、負担感、不安等を減らす相談支援や見守りなどの取組を行う

### 【基本施策5】 児童生徒のsosの出し方に関する教育

心に不安を抱いたり、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげたときに、大人が児童生徒のSOSをキャッチできるよう、様々な施策を推進

### 【基本施策6】 女性への支援の強化【新規】

全国的に女性の社会進出が進んできた一方で、非正規雇用の多さに起因する不安定な就労環境、貧困や孤独・孤立問題、妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担の偏在、性暴力・性犯罪被害等、困難な問題を抱える女性への支援を推進

### 【重点施策1】 高齢者に対する取組【拡充】

高齢者世代の自殺者数が多く、高齢者の閉じこもりやうつ状態を予防することが介護予防の観点からも必要であり、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりや健康づくりを推進

### 【重点施策2】 働く世代に対する取組

勤労世代では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合や、傷病や障がい、ハラスメントなどの人間関係の問題等を抱えている場合もあり、働く世代のリスクに対し、家庭、地域、職場の領域から、多職種、多分野の連携により支援できるように取り組む

### 【重点施策3】 子ども・若者に対する取組

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担えるような仕組みづくりと併せ、保護者に対する相談支援の推進に取り組む

### 【重点施策4】 健康問題を抱える人への支援

健康問題による自殺者の割合が高い状況にあり、心身の健康不安を抱える人への早期支援に取り組む

# 青森市自殺対策行動計画（第2期計画）素案

令和6（2024）年 月

青森市



# 目 次

## 第1章 計画の趣旨

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	基本理念	1

## 第2章 本市における自殺の現状

1	自殺の特徴	3
2	これまでの自殺対策の取組と課題	8

## 第3章 自殺対策の基本方針

1	生きることの包括的支援として推進する	10
2	関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	10
3	対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	10
4	実践と啓発を両輪として推進させる	10
5	市・関係団体・民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する	11
6	自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する	11

## 第4章 自殺対策の取組

1	自殺対策の取組の体系図	13
2	基本施策	
	基本施策1 地域におけるネットワークの強化	14
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	15
	基本施策3 住民への啓発と周知	16
	基本施策4 生きることの促進要因への支援	17
	基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	19
	基本施策6 女性への支援の強化	21
3	重点施策	
	重点施策1 高齢者に対する取組	23
	重点施策2 働く世代に対する取組	25
	重点施策3 子ども・若者に対する取組	27
	重点施策4 健康問題を抱える人への支援	29
4	自殺対策の取組 イメージ図	31
5	各種相談・各種助成	32

## 第5章 計画の推進と評価

1	計画の推進	36
2	推進状況の評価	36

# 第1章 計画の趣旨

## 1 計画の趣旨

平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項において、市町村は、国の自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策行動計画並びに地域の実情を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとされたことを受け、本市では令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「青森市自殺対策行動計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、自殺の予防を含めたこころの健康づくりを進めるため、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り、自殺対策を総合的に推進してまいりました。

このたび、令和4年10月に国が改定した自殺総合対策大綱や、第1期計画における課題を踏まえ、「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）」（以下「第2期計画」という。）を策定し、引き続き取組を推進します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、青森市総合計画前期基本計画 基本政策2「人をまもり・そだてる」及び青森市健康寿命延伸計画（第2次）に掲げる「こころの健康づくり」における自殺対策の取組を具体化して、総合的に推進していくための事業計画として策定します。

また、本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画とします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)とします。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)
市	青森市総合計画前期基本計画 2024～2028					青森市総合計画後期基本計画 2029～2033				
	青森市健康寿命延伸計画（第2次） 2024～2028									
	青森市自殺対策行動計画（第2期） 2024～2028									
国	自殺総合対策大綱（2007年7月閣議決定 2012年, 2017年, 2022年見直し）									
県	いのち支える青森県自殺対策計画（第2期） 2024～2029									

## 4 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であると言われ、その背景には、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています（図1）。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割の喪失感から、また、与えられた役割の大きさ

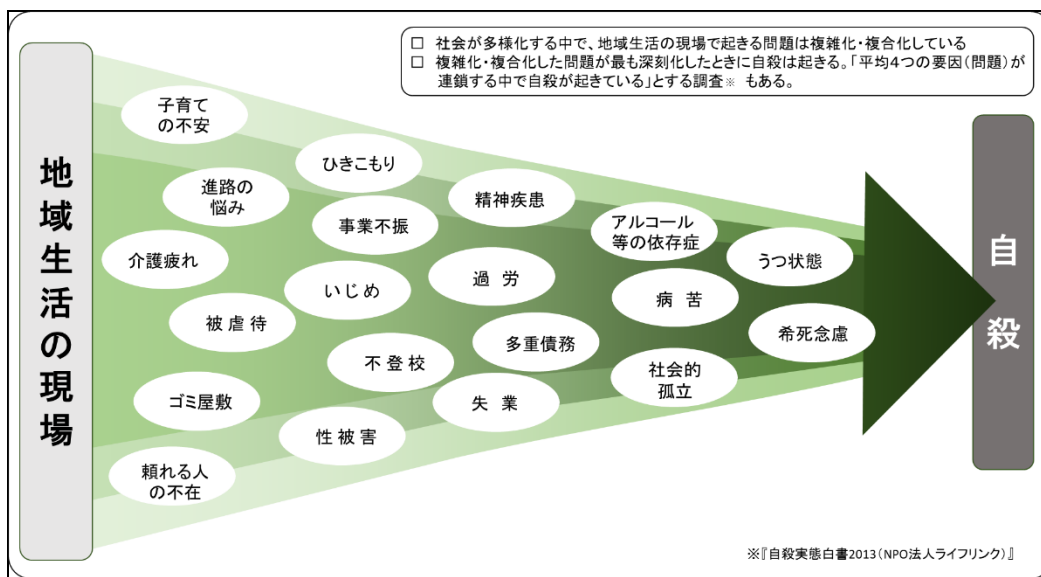
に対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見る事ができます。地域生活の中では、複雑化、複合化した問題が深刻化することで、自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」です。

このため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として総合的に実施されなければならないとされています。

また、ひとりの自殺は周囲の多くの人に深刻な影響を与えるといわれており、家族や友人だけでなく、地域社会、学校や職場にも大きな影響を与えます。

このことから、本市においては、誰も自殺に追い込まれることなく安心して生活が送れるよう、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、「生きることの包括的な支援」を受けられるよう、第1期計画に引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない青森市の実現」を基本理念とします。

図1 自殺の危機要因イメージ図



出典：厚生労働省資料

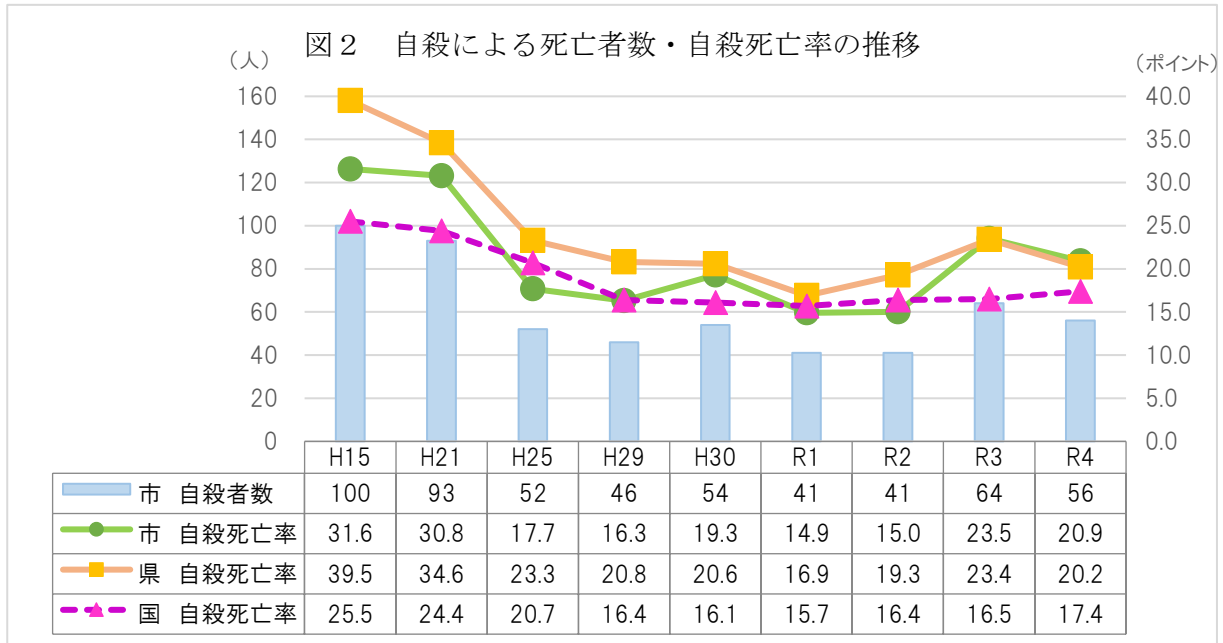
## 第2章 本市における自殺の現状

### 1 自殺の特徴

#### 1) 自殺死亡率は増加傾向

H25年：17.7，H29年：16.3，R4年：20.9

青森市における平成25年の死亡者数は52人でしたが、令和4年は56人と増加しています。死亡率についても、国や県と異なり、増加傾向にあります。

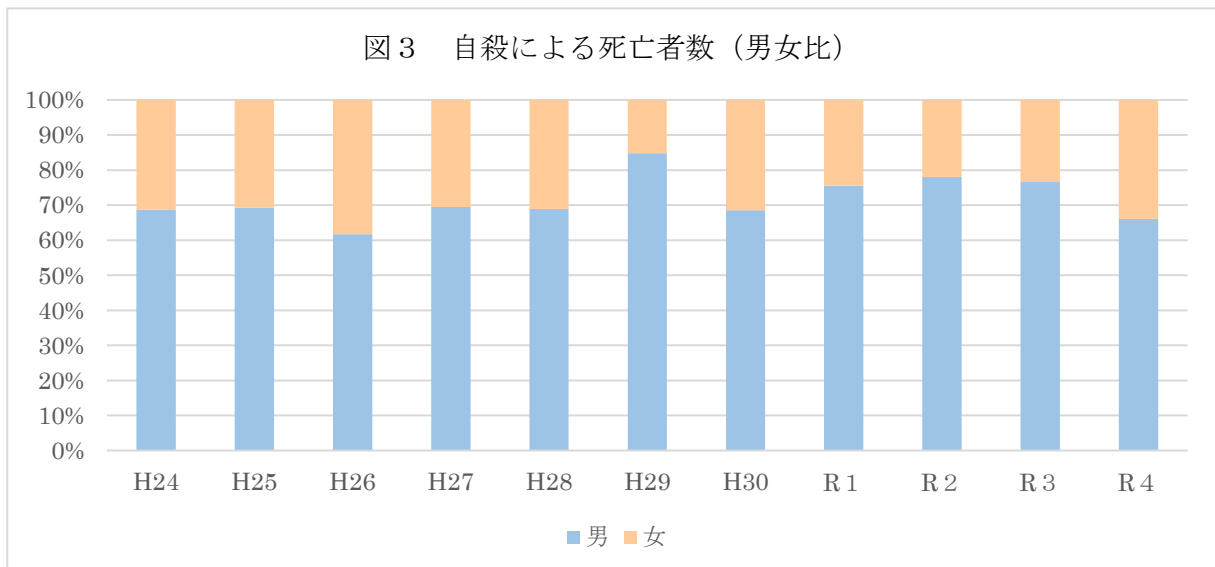


出典：厚生労働省人口動態統計

#### 2) 男性自殺者が多い

R4年男女比 約 7 : 3

令和4年の男女比は、約7 : 3であり、男性の自殺者が多い状況です。国でも男性の自殺者が多く、令和4年の男女比は、約7 : 3となっています。

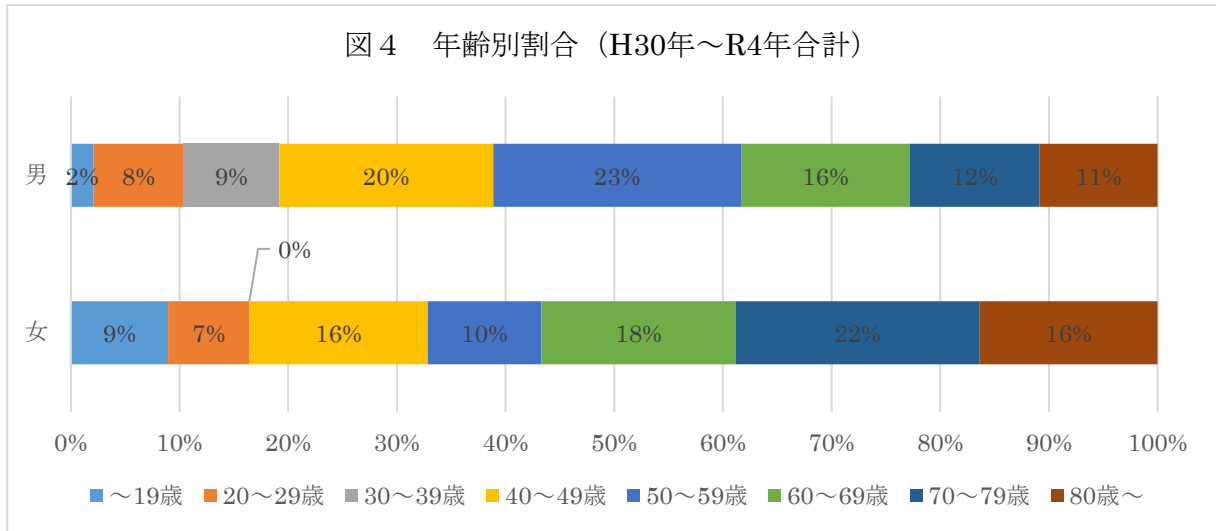


出典：厚生労働省人口動態統計

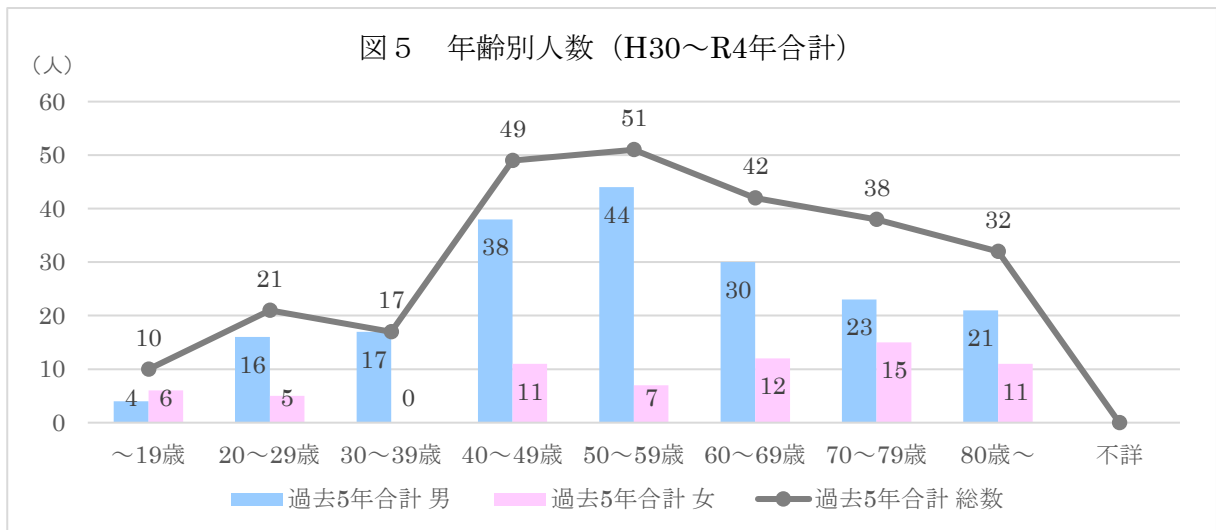
3) 男性は「働き盛り世代」、女性は「60歳以上」の割合が大きい

男性 30～59歳：52%，女性 60歳以上：56%

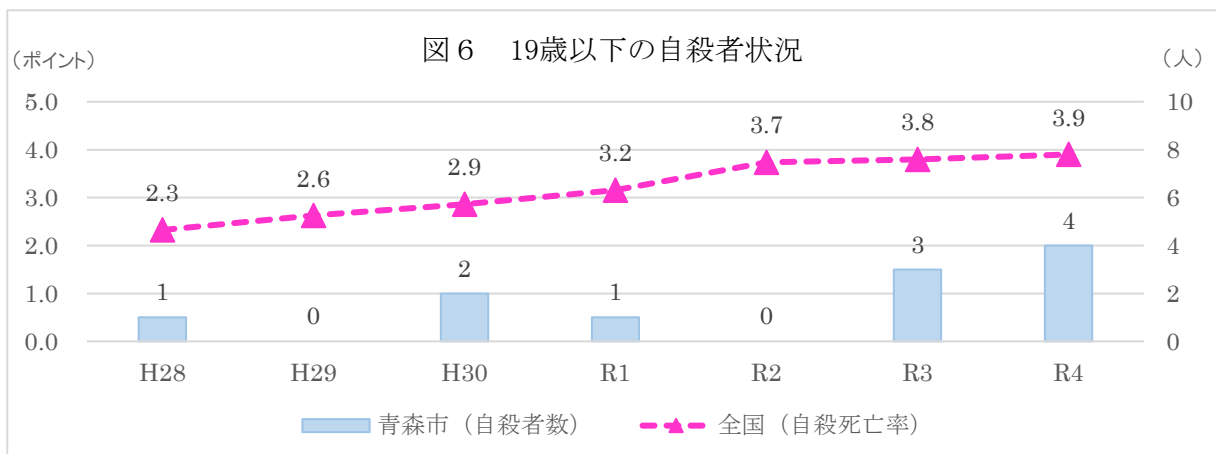
年齢別割合を平成30～令和4年の合計で見ると、男性が「働き盛り世代」、女性は「60歳以上」の割合が多くなっています。国でも同様の傾向です。



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）



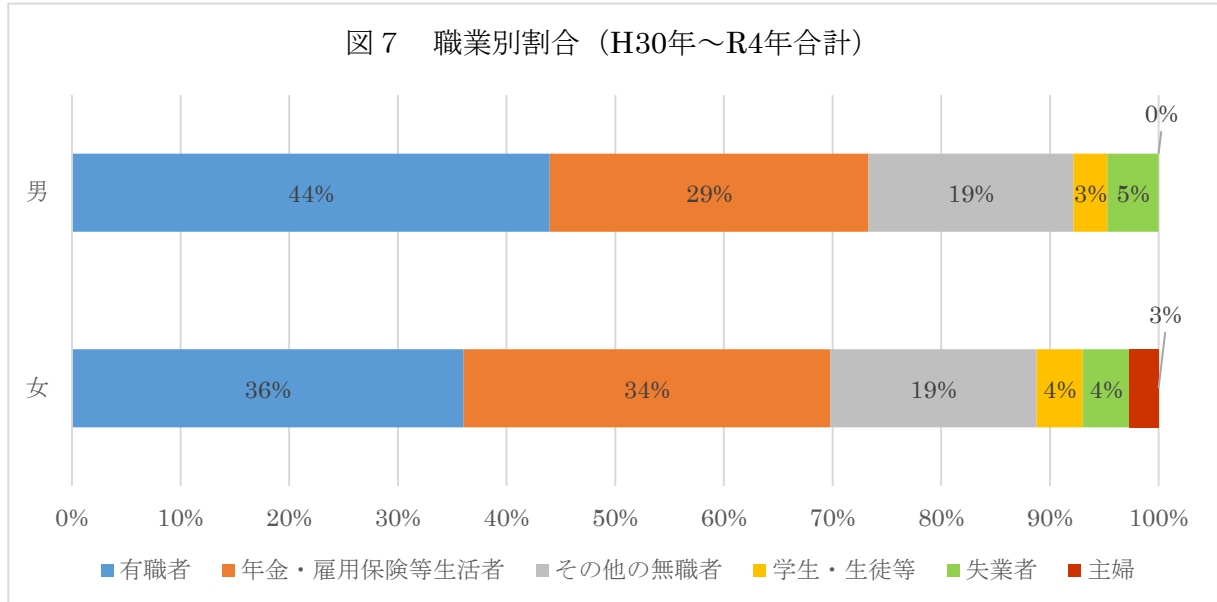
出典：厚生労働省人口動態統計、警察庁自殺統計（自殺日、住居地）



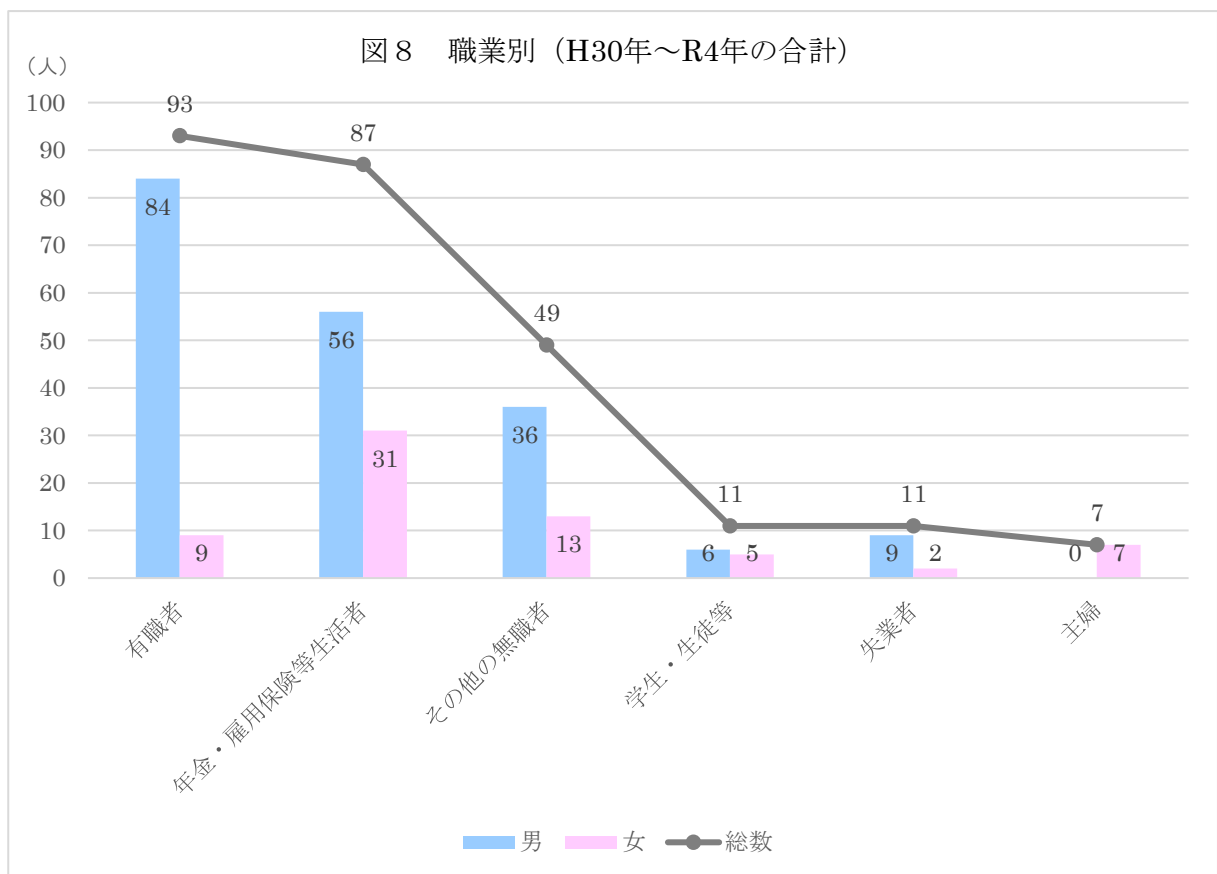
**4) 男性は「有職者」、女性は「有職者」、「年金・雇用保険等生活者」の割合が大きい**

男性：有職者 44%、女性：有職者 36%、年金雇用保険等生活者 34%

職業別の割合では、男性は「有職者」、女性は「有職者」、「年金・雇用保険等生活者」の割合が大きく、国と同様の傾向となっています。



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

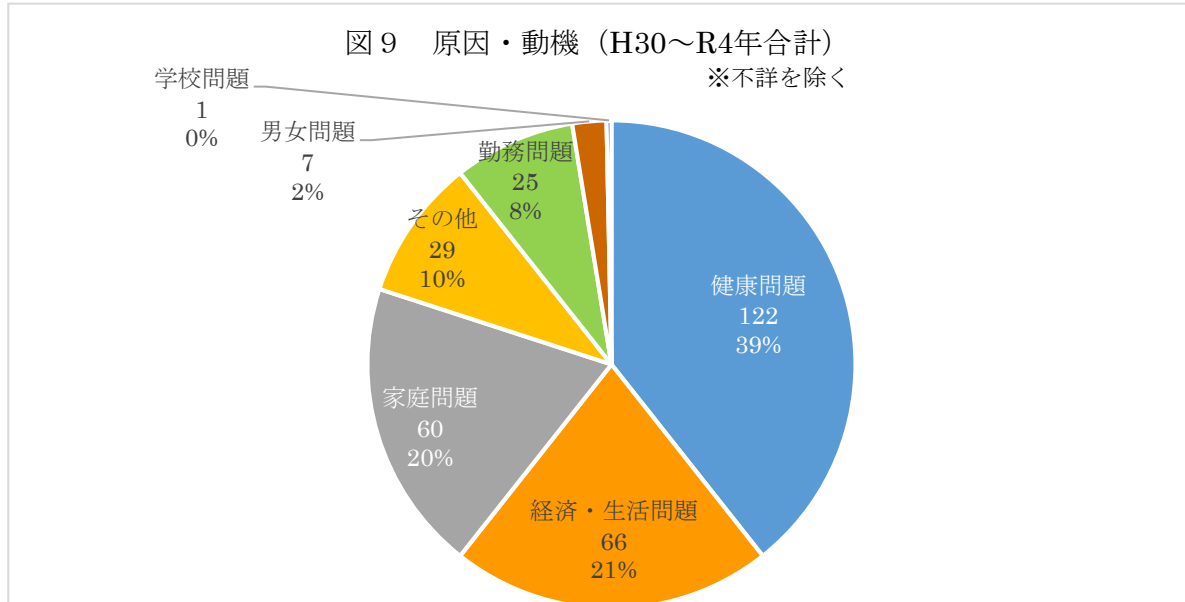


出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

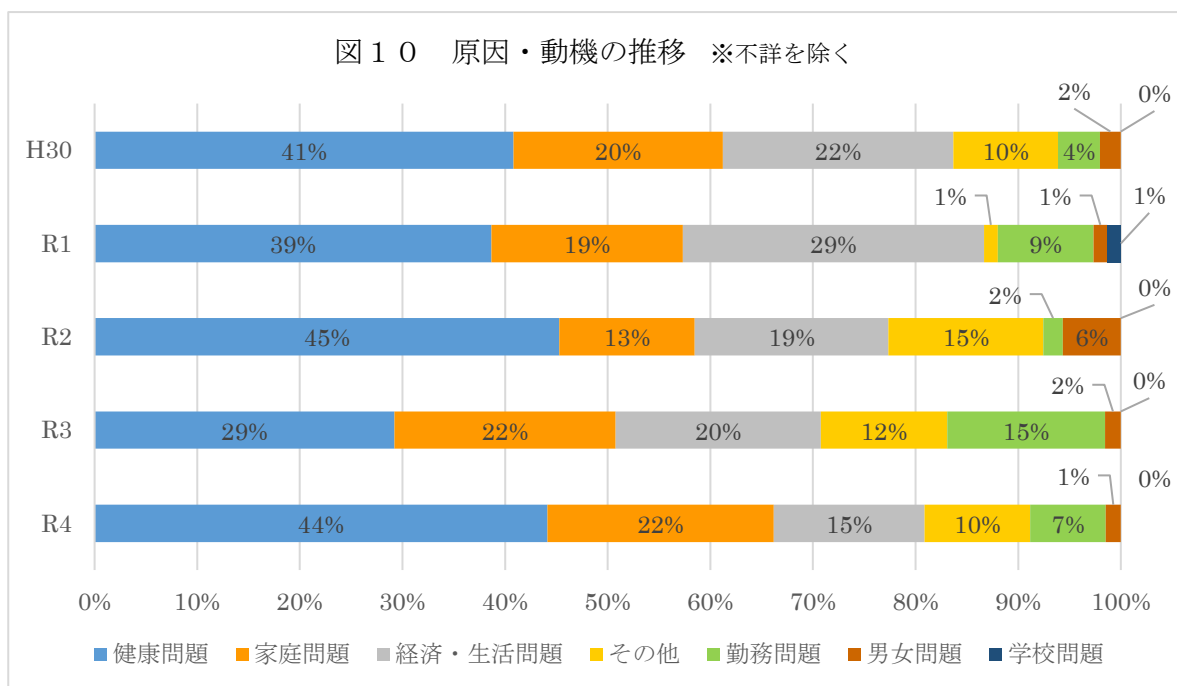
5) 「健康問題」と「経済・生活問題」が多い

健康問題：34%、経済・生活問題：18%、家庭問題：17%

原因・動機別の割合では、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」となっています。「不詳」を除いた男女の合計の割合で見ると、「健康問題34%、経済・生活問題18%、家庭問題17%」となっています。



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）



出典：警察庁自殺統計（自殺日、住居地）

## 6) 「地域自殺実態プロファイル」による青森市の特徴

推奨施策：「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」

出典：地域自殺実態プロファイル【2023 更新版】

～青森市の自殺者で多い区分～

- ・自殺の上位を占めているのは 40 歳以上の男性で、中でも「60 歳以上無職同居者有り」は 1 位。
- ・「女性 60 歳以上無職同居者有り」は 3 位で、男女ともに「60 歳以上無職同居者有り」は上位。
- ・男性の 40～59 歳は、職や同居者の有無を問わず上位。

表 1 青森市の自殺の上位区分

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合
1 位： 男性・60 歳以上・無職・同居者有り	39	15.0%
2 位： 男性・40～59 歳・無職・同居者有り	31	11.9%
3 位： 女性・60 歳以上・無職・同居者有り	28	10.8%
4 位： 男性・40～59 歳・有職・同居者有り	22	8.5%
5 位： 男性・40～59 歳・無職・独居	17	6.5%

### 【参考：自殺実態プロファイルについて】

自殺実態プロファイルは、都道府県及び市町村が、地域の自殺の実態を正しく理解し、計画策定に反映できるように、国の自殺総合対策推進センターにおいて、すべての自治体の自殺実態を共通の手法で分析し、地域において優先的な課題となりうる施策を示している。

なお、2023 年提供の青森県及び全国の地域自殺実態プロファイルは、推奨される対象として「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」となっている。

表 2 青森県の自殺上位区分

上位の 5 区分	自殺者数 5 年計	割合
1 位：男性・60 歳以上・無職・同居者有り	195	15.3%
2 位：男性・40～59 歳・有職・同居者有り	133	10.5%
3 位：女性・60 歳以上・無職・同居者有り	125	9.8%
4 位：男性・60 歳以上・無職・独居	95	7.5%
5 位：男性・60 歳以上・有職・同居者有り	87	6.8%

表 3 全国の自殺上位区分

上位の 5 区分	自殺者数 5 年計	割合
1 位：男性・60 歳以上・無職・同居者有り	11,983	11.5%
2 位：男性・40～59 歳・有職・同居者有り	10,359	10.0%
3 位：女性・60 歳以上・無職・同居者有り	9,007	8.7%
4 位：男性・60 歳以上・無職・独居	7,575	7.3%
5 位：男性・20～39 歳・有職・同居者有り	6,168	5.9%

## 2 これまでの自殺対策の取組と課題

- 本市では、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、「青森市自殺対策行動計画」を令和元年 12 月に策定し、市民への正しい知識や理解の普及啓発及び相談窓口の周知に努める等相談体制の充実・強化を進めてきました。
- 地域におけるネットワークの強化等の基本施策や、ハイリスク層ごとの課題に着目した重点施策に、全庁的な体制の下、部局横断的に達成状況等を点検・評価等し、取組を進めてきました。
- 直近の数値等による評価は表 4 のとおりです。評価指標 15 指標のうち 6 指標において、目標を達成していますが、計画の目標である自殺死亡率 14.8 については、令和 4 年時点では目標未達成となっています。  
また、計画の評価機関として、自殺予防対策に関する有識者や関係団体等で構成される青森市健康福祉審議会 地域保健専門分科会から、普及啓発や自殺対策に関わる関係機関の連携強化を求める意見があり、これらを踏まえた取組の強化が必要です。
- 本市の自殺死亡率は増加傾向にあり、令和 4 年は 20.9 と依然として全国平均を上回っていることから、取組をさらに強化していく必要があります。
- 年代別自殺者数では、男性は 30～59 歳が、女性は 60 歳以上が 5 割以上を占めているほか、性別では、男性が約 7 割を占めております。職業別では、男性・女性ともに「有職者」が、女性ではさらに「年金・雇用保険等生活者」が多くなっており、原因・動機では、「勤務問題」の割合が増加傾向となっております。このため、本市では「働き盛り世代」をはじめとした男性と「高齢者」への対策を更に推進するとともに、国が令和 4 年 10 月に示した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、女性に対する支援についても強化する必要があります。
- 一方、19 歳以下の自殺死亡率は国で上昇傾向にあり、本市においても自殺死亡者がいる状況が続いていることから、子ども・若者対策についても一層推進していくことが必要です。
- また、新型コロナウイルス感染症は令和 5 年 5 月 8 日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における分類が「5 類感染症」に位置付けられ、様々な社会的制限・制約が解除されているものの、いまだに社会的な影響は続いていることから、今後その影響を踏まえながら取組を推進する必要があります。

表4 青森市自殺対策行動計画の取組・進捗・評価

目標	目標・指標等	目標値	H30	実績			暫定評価	評価年	暫定評価
				R1	R2	R3	R4	R5	
目標	自殺死亡率	14.8以下	19.3	14.9	15.0	23.5	20.9	—	未達成
評価指標	基本施策1 地域におけるネットワークの強化								
	保健所と精神科病院とのネットワーク強化のための研修会開催回数	6回/年	6回/年	6回/年	3回/年	6回/年	6回/年	6回/年	達成
	地域包括ケアのネットワークに加わった関係者数	2,867人	2,071人	2,165人	1,607人	1,655人	1,702人	1,931人	未達成
	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成								
	ゲートキーパー養成講座開催回数	2回/年	2回/年	3回/年	—	1回/年	3回/年	4回/年	達成
	ゲートキーパー養成講座受講者アンケート「理解できた」回答割合	90%以上	—	100%	—	96%	98%	95%	達成
	基本施策3 住民への啓発と周知								
	こころの体温計アクセス数	4,300件以上/月	4,300件/月	2,822件/月	3,011件/月	2,649件/月	3,357件/月	2,633件/月	未達成
	こころの相談窓口等の啓発回数	20回以上/年	20回/年	29回/年	43回/年	55回/年	49回/年	40回/年	達成
	基本施策4 生きることの促進要因への支援								
	健康度測定総合指導事業における延べ利用者数	53,000人以上/年	52,440人/年	48,715人/年	14,568人/年	7,672人/年	22,146人/年	31,706人/年	未達成
	自殺未遂者や自殺に不安を抱えた方への相談対応	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成
	基本施策5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育								
	児童へのSOS出し方教育	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	全小中学校1回以上/年	達成
	重点施策1 高齢者に対する取組								
	こころの縁側づくり事業における「つどいの場」を週1回以上開催している地区社会福祉協議会数	38地区	6地区	15地区	14地区	1地区	18地区	21地区	未達成
	重点施策2 働く世代に対する取組								
	特定健康診査受診率	60.0%	43.0%	40.3%	36.6%	36.4%	37.2%	—	未達成
	生活困難者の就労・増収率	100%	72.7%	80.0%	78.6%	90.9%	92.7%	100%	未達成
	重点施策3 子ども・若者に対する取組								
いじめ防止対策への評価	90.0%	88.4%	90.0%	91.0%	90.3%	89.9%	88.5%	未達成	
重点施策4 健康問題を抱える人への支援									
特定保健指導実施率	60.0%	41.0%	49.1%	46.0%	43.3%	47.9%	—	未達成	
産婦訪問等実施率	100%	88.9%	90.5%	91.2%	90.2%	94.6%	100%	未達成	

## 第3章 自殺対策の基本方針

### 1 生きることの包括的支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると考えられます。

そのため、自殺対策は、「生きることの促進要因」を増やす取組と「生きることの阻害要因」を減らす取組、双方を通じて自殺リスクを低下させる必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけではなく、「生きる支援」に地域のあらゆる資源を動員し、「生きることの包括的支援」を推進することが重要です。

### 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の取組を横断的に実施するとともに、市民や関係機関等が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

### 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、強力にかつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」や、「対人支援の強化等に必要地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺多作モデル）です。（図11）

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、それぞれの段階ごとに効果的な施策を講じる必要があります。

加えて、自殺の事前対応の更に前段階での取組として、学校において、児童生徒等を対象とした、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

### 4 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいく必要があります。

## 5 市、関係団体、民間団体等、市民が明確な役割をもって連携・協働を推進する

本市の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない青森市」を実現するためには、国、県、市、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

本市の自殺対策における市、関係団体、民間団体、企業及び市民の果たすべき役割を以下に示します。

### <市>

- ・地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する市は、「自殺総合対策大綱」及び地域の実情等を勘案して、市自殺対策計画を策定する。
- ・市民一人ひとりの身近な行政主体として、国・県と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

### <関係団体>

- ・保健、医療、福祉、教育、労働、法律、そのほかの自殺対策に関係する専門職の職能団体や大学・学術団体、直接関係はしないがその活動内容が自殺対策に寄与し得る業界団体等の関係団体は、それぞれの活動内容の特性等に応じて積極的に自殺対策に参画する。

### <民間団体>

- ・直接自殺防止を目的とする活動のみならず、保健、医療、福祉、教育、労働、法律そのほかの関連する分野での活動も自殺対策に寄与し得るということを理解して、ほかの主体との連携・協働の下、国や県、市等からの支援も得ながら、積極的に自殺対策に参画する。

### <企業>

- ・労働者を雇用し経済活動を営む社会的存在として、その雇用する労働者のこころの健康の保持及び生命身体の安全の確保を図ることなどにより自殺対策において重要な役割を果たせること、ストレス関連疾患や勤務問題による自殺は、本人やその家族にとって計り知れない苦痛であるだけでなく、結果として、企業の活力や生産性の低下をもたらすことを認識し、積極的に自殺対策に参画する。

### <市民>

- ・自殺の状況や生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に対する理解と関心を深めるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であってその場合には誰かに援助を求めることが適当であるということを理解する。
- ・危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実も踏まえ、心情や背景への理解を深めるよう努めつつ、自らのこころの不調や周りの人のこころの不調に気づき、適切に対処することができるようにする。
- ・自殺が社会全体の問題であることを認識し、「誰も自殺に追い込まれることのない青森市の実現」のため、主体的に自殺対策に取り組む。

## 6 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む必要があります。

図 1 1 厚生労働省 三階層自殺対策連動モデル





## 第4章 自殺対策の取組

### 1 自殺対策の取組の体系図

本計画の策定趣旨に基づき、基本施策、重点施策を定めるとともに総合的な自殺予防の取組を推進します。

## 人をまもり・そだてる

### 生涯を通じた健康づくり・持続可能な医療提供体制の推進

～ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して ～

#### 基本施策※<sup>1</sup>

地域におけるネットワークの強化

保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な領域のネットワーク強化

自殺対策を支える人材の育成

ゲートキーパー等の人材育成

住民への啓発と周知

自殺予防に関する普及啓発

生きることの促進要因への支援

居場所や生きがいづくりの機会を増やすこと  
自殺未遂者や心配ごとがあるかたへの支援

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校・教育委員会と連携した取組

女性への支援の強化

母子関連部署、関係機関との連携

#### 重点施策※<sup>2</sup>

高齢者に対する取組

高齢者支援施策の推進と連動した対策

働く世代に対する取組

企業等と連携したメンタルヘルス対策

子ども・若者に対する取組

子ども・若者世代に合わせた相談支援体制

健康問題を抱える人への支援

関係機関と連携した早期の対応や支援

※<sup>1</sup>：基本施策は、全国的に実施することが望ましいとされる施策群

※<sup>2</sup>：重点施策は、青森市の世代の特徴及び状況、背景に応じた施策群

## 2 基本施策

### 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

家庭や学校、職場、地域の生活の中で生じる様々な問題が深刻化し、追い込まれていくことがないように、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な領域のネットワークを強化し、課題解決に向けた支援をします。

#### ① 関係機関・団体との連携

事業・取組	内 容	所管
精神保健福祉士による相談支援	精神保健福祉士がこころの不安や悩みに応じ、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、生活問題や社会問題の解決のための支援を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
保健所と精神科病院のネットワーク強化	保健所と精神科病院の精神保健福祉士等が様々な要因によるメンタルヘルス問題に対応できるよう、事例やテーマに応じた関係機関との意見交換等を通じて、ネットワークを広げ、連携を強化して支援を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
地域包括支援センター	地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じる総合相談を通し、必要に応じて保健所など関係機関と連携し、継続的なフォローを行います。	福祉部高齢者支援課
あおもり親子はぐくみプラザ	全ての妊産婦や子育て世帯、子どもへの一体的な支援を行う「こども家庭センター」として、保健師、助産師、栄養士、保育士、公認心理師等の多職種の専門職がチームとなって、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
子ども・若者支援地域協議会を通じた支援	様々な要因から困難を抱えている子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健・医療、雇用などの機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において、実務者会議による地域のネットワークの強化や、関係機関を招集した合同相談会、研修会等の開催により、若年層の様々な不安要因を軽減するための支援をします。	福祉部障がい者支援課
要保護児童等への支援	児童相談所などの関係機関や庁内関係課等を構成員とする、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ

**基本施策 2**

自殺対策を支える人材の育成

市民の誰もが心の健康に関心を持ち、心身の不調に早期に気づき、支え、見守ることができる人材を育成するとともに、積極的に心身の健康づくりを伝える人材を養成する等、幅広く自殺対策や心の健康を支える人材を育成します。

① 人材育成のための研修等

事業・取組	内 容	所 管
ゲートキーパーの養成	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぎ、見守る役割を担う人材を育成するゲートキーパー養成講座を開催します。	保健部青森市保健所 保健予防課
あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ	青森市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図り、地域で健康づくりの実践を伝えていく人材を養成するための「あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
職域健康づくりリーダー育成ゼミ	働き盛り世代のヘルスリテラシー（健康教養）向上のため、職場の健康づくり活動を推進する人材を養成するための「あおもり職域健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課
認知症サポーター養成（認知症高齢者対策事業）	認知症の人が、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る応援者を増やすための「認知症サポーター養成講座」を開催します。	福祉部高齢者支援課
教職員研修事業（中核市）	中核市の権限として教職員の研修を実施し、本市特有の教育課題に対応できる教職員の資質向上を図ります。	教育委員会事務局 指導課

**基本施策 3**

住民への啓発と周知

地域生活の中では、様々な不安や悩み、困りごとなどの問題が人との関係の中で複雑化、深刻化し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こる可能性があります。危機に陥りそうなどときには、誰かに援助を求めることや相談窓口があることなどが地域全体へ広がるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。

① 普及啓発の取組

事業・取組	内 容	所 管
広報媒体の活用	広報あおもり・ラジオ等を通して、こころの相談窓口の周知や自殺予防の普及啓発を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
リーフレットの配布	市役所各課の窓口、市民センター等の公的窓口・施設、医療・福祉関係機関、市内の大学入学式や成人式等において、リーフレットを配布・設置し、若者世代を含めた市民に対して「こころの相談窓口」の周知を行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
自殺予防週間におけるパネル展示	「自殺予防週間」(9月10日から16日)に合わせ、庁舎内に青森市の自殺の現状やゲートキーパーの役割、相談窓口等に関するパネルを展示し、自殺予防の普及啓発を図ります。	保健部青森市保健所 保健予防課
メンタルヘルスチェック「こころの体温計」	パソコン・スマートフォン等を利用したメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入により、いつでも簡単に自分のストレス状況や落ち込み度をセルフチェックできるとともに、相談機関一覧の表示により、必要に応じて、適切な相談機関へつながることができるよう、情報提供します。	保健部青森市保健所 保健予防課
壮年期健康教育事業	生活習慣病の予防や心の健康等健康づくりについて、正しい知識を身につけ、活用することができるヘルスリテラシー(健康教養)の向上を目的に、中高年及びその家族を対象に、壮年期健康教育を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡振興部健康福祉課

**基本施策 4**

生きることの促進要因への支援

居場所づくりや生きがいつくり、自己肯定感を持てる場所や顔の見える関係づくり等の機会を増やすとともに、自殺未遂者等への支援や、生活上の困りごと、心配ごと、負担感、不安等を減らす相談支援や見守りなどの取組を行うことにより、自殺リスクの低減を図ります。

① 生きることの促進要因が増える取組

事業・取組	内 容	所 管
あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ 〔再掲〕	青森市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上を図り、地域で健康づくりの実践を伝えていく人材を養成するための「あおもり健康づくりリーダー育成ゼミ」を開催します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
健康増進センタートレーニングルーム等運営管理事業	運動習慣の定着による生活習慣病の予防や介護予防など、個々の主体的な健康づくりへの取組が一層推進できるよう、気軽に思い立った時、運動に取り組める場として、市民が利用しやすい環境を創出します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
つどいの広場運営事業 地域子育て支援センター事業	子育てへの負担感や育児不安の解消を図るために、親子の交流や子育てに関する相談ができる場を提供するとともに、子育てに関する講座の開催や情報提供を行い子育て家庭の支援に努めます。	保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ
子どもの居場所づくり・学習応援事業	家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、それぞれの夢に挑戦できるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課
こころの縁側づくり事業	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が開催する地域のつどいの場や、住民団体や介護事業者等と連携し、地区に関わらず参加できる「まちなかいきいきサロン」の支援を行います。	福祉部高齢者支援課
高齢者生きがい事業（健康農園）	高齢者の方を対象とした農園を開設するとともに、農園を閉鎖する冬期間において、健康農園参加者を対象とした介護予防講座を開催するなど、年間を通した生きがいつくりの取組を実施しています。	福祉部高齢者支援課
介護予防普及啓発事業	ロコモ予防体操の指導者の派遣等、地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう支援することにより、住民主体のつどいの場づくりを進めます。	福祉部高齢者支援課

総合相談事業 (地域包括支援センター)	地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じるため、市内 11 の日常生活圏域に地域包括支援センターを 1 箇所ずつ設置し、地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローする総合相談事業を実施しています。	福祉部高齢者支援課
障がいのある方の社会参加・交流推進事業	障がいのある方の社会参加の推進と福祉の増進を図るため、青森市総合福祉センター2階において、障がいのある方が誰でも気楽に利用し、気軽に相談や親睦を深めることができるよう事業を実施します。	福祉部障がい者支援課
生涯学習情報提供事業	生涯学習情報を容易に入手できる環境づくりを推進するため、学習機会や施設、団体・サークル及び指導者等の各種情報を、広く市民に提供します。	教育委員会事務局 文化学習活動推進課
町会活動支援事業	町(内)会が主体的に取り組む、地域住民が集い、共に活動できる環境づくりを支援します。	市民部市民協働推進課

② 自殺未遂者等への支援

事業・取組	内 容	所 管
精神保健福祉士による相談支援と見守り	こころの不安や悩みに関する相談支援を行うほか、自殺未遂者や自殺の不安を抱えた方について、精神保健福祉士が医療機関等と連携しながら訪問等による見守りを行います。	保健部青森市保健所 保健予防課
成人訪問指導事業	心身の不調により、健康管理に支援が必要な方を対象に健康の維持増進や生活の質の向上を図るため、訪問等により本人やその家族へ必要な保健指導を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡振興部健康福祉課

**基本施策5**

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

心に不安を抱いたり、困難やストレスに直面した児童生徒が、信頼できる大人に助けの声をあげたときに、大人が児童生徒のSOSをキャッチできるよう、様々な施策を推進し、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

① SOSの出し方に関する教育の実施

事業・取組	内 容	所 管
児童生徒へのSOSの出し方指導	「いじめの認知に係る標準指針」を策定し、組織的に対応することや定期的にアンケート調査を実施するよう指示しています。 また、本市においても1人1台端末を活用した教育相談を実施するとともに、「いじめ相談カード」「いじめ防止啓発ポスター」「いじめ防止啓発リーフレット」等を配付し、相談先や相談方法について周知しています。加えて、学級活動や特別の教科道德の時間において、SOSの出し方や、友達のSOSを見逃さない周囲の関わり方などに関する教育を実施するよう指示しています。	教育委員会事務局 指導課

② 児童生徒からのSOSに対応した取組

事業・取組	内 容	所 管
いじめ、不登校、暴力行為等の予防・解消	①定期的ないじめアンケートの実施や週1回以上、校内いじめ防止等対策委員会を開催し、早期発見・早期対応に向けて組織的に対応します。	教育委員会事務局 指導課
	②電話訪問や家庭訪問を行うなど学校と家庭の連携体制を構築しながら、不登校児童生徒の解消に向けた取組を実施します。また、各学校が気になる児童生徒に対し、長期休業前後の見守り支援を強化します。	教育委員会事務局 指導課
	③体罰の調査と体罰を受けた児童生徒の心のケアを行います。	教育委員会事務局 指導課・学務課
	④いじめ相談カードやいじめ防止啓発ポスターを配付し、子どもや保護者に対して各種相談窓口を周知します。	教育委員会事務局 指導課
	⑤学校からの要請に応じて、臨床心理士及び指導主事等で構成される「緊急支援チーム」を活用した支援を実施します。	教育委員会事務局 指導課
	⑥代表児童生徒が集まる「いじめ防止対話集会」の実施や各校JUMPチーム等の特色ある活動に関する情報提供を行います。	教育委員会事務局 指導課
子どもを有害情報や非行から守る取組の充実	①ネット上のSNS動画等、有害情報把握のためのネットパトロールを実施します。	教育委員会事務局 指導課
	②指導主事による情報モラルに関する出前講座等を実施し、学校及び家庭における情報モラルに関する指導を支援します。	

	③インターネットのフィルタリングとペアレンタル・コントロールの普及・啓発を行います。	
	④少年指導委員等による巡回・街頭指導を実施します。	



基本施策 6

女性への支援の強化

全国的に女性の社会進出が進んできた一方で、非正規雇用の多さに起因する不安定な就労環境、貧困や孤独・孤立問題、妊娠・出産・育児に伴う身体的・心理的負担の偏在、性暴力・性犯罪被害等、困難な問題を抱える女性への支援を推進し、自殺リスクの低減を図ります。

① 妊産婦への支援

事業・取組	内 容	所 管
妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産ができるよう、公費負担による妊婦健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問（妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業）	保健師や助産師等が家庭訪問を行い、妊産婦の妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児の健やかな成長・発達を図ります。また、低出生体重児等の発育に応じた、専門的な養育相談や母子の心身の健康管理を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
親子のきずなづくり事業	妊娠期から子育て期を通して、親子のふれあいについて学び、親子の絆を深め、安心して子育てができるよう、マタニティ講座や、絵本の読み聞かせやふれあい遊びを実演する親子ふれあいはぐくみ体験、親同士のグループミーティングなどを実施し、妊婦や母親の孤立感や育児不安等の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
産前・産後の心と体のケア事業	妊産婦等が抱える産前・産後の心や体の変化や、妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等が訪問や来所・電話で相談に応じ、出産や子育てに関する不安の軽減や孤立感の解消を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
子育て健康相談事業	保健師・栄養士・歯科衛生士が、専門相談や情報提供、健康教育を行い、妊娠中の不安や子育て中の悩み等の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
多胎妊産婦等支援事業	産前産後で育児等の負担が多い多胎妊婦や多胎家庭を支援するため、育児経験者との交流会や相談支援、外出の補助や日常の育児に関するサポートを行い、身体的・精神的負担の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
産後ケア事業	産後1年未満の母親に、助産師が時間をかけてマンツーマンで産後に必要な心身のケアや育児サポートを行う宿泊型（市内ホテル）、デイサービス型（市内ホテル）、訪問型（母子の自宅）の産後ケアを実施し、母親が安心して育児をし、子どもが健やかに成長できるように支援します。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ

② 困難な問題を抱える女性への支援

事業・取組	内 容	所 管
女性健康相談	<p>妊娠、出産、閉経等、女性ホルモンの変化に相応して、思春期から更年期まで各年代にわたり、心身の健康面において様々な影響を受けている女性が自分の健康状態に応じた確かな自己管理ができるよう、正しい知識や健康に関する学習・相談をする場を提供することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。</p>	<p>保健部青森市保健所 健康づくり推進課 あおもり親子はぐくみプラザ</p> <p>浪岡振興部健康福祉課</p>
不妊専門相談事業	<p>不妊に悩む夫婦等を対象に、医師等による不妊治療の正しい知識や最新の治療方法の紹介、不妊に関する相談や適切な情報提供を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ります。</p>	<p>保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ</p>
DV相談支援センター運営事業	<p>DV被害相談者からの電話相談・来所相談に応じるとともに、庁内における複数の手続きの一元化など、相談者の立場に立ったワンストップ支援を行います。</p> <p>また、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関との連絡調整を行います。</p>	<p>市民部人権男女共同参画課</p>
困難な問題を抱える女性支援事業	<p>困難な問題を抱える女性からの電話相談・来所相談に応じ、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関等との連絡調整を行います。</p>	<p>市民部人権男女共同参画課</p>

### 3 重点施策

#### 重点施策1 高齢者に対する取組

高齢者世代の自殺者数が多く、高齢者の閉じこもりやうつ状態を予防することが介護予防の観点からも必要です。地域の中で生きがいや役割を持って生活できる地域づくりや健康づくりの推進に取り組みます。

##### ① 高齢者の生きがいづくり、健康づくり

事業・取組	内 容	所 管
こころの縁側づくり事業 〔再掲〕	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っていきいきと暮らせるよう、市社会福祉協議会と連携し、地区社会福祉協議会が開催する地域のつどいの場や、住民団体や介護事業者等と連携し、地区に関わらず参加できる「まちなかいきいきサロン」の支援を行います。	福祉部高齢者支援課
介護予防普及啓発事業 〔再掲〕	ロコモ予防体操の指導者の派遣等、地域で継続的に介護予防活動に取り組めるよう支援することにより、住民主体のつどいの場づくりを進めます。	福祉部高齢者支援課
出前講座の実施	地域のつどいの場において、お互いに気づき、声をかけ、支え、見守ることができるよう、ゲートキーパー養成講座や自殺対策に関する出前講座を実施します。	保健部青森市保健所 保健予防課

##### ② 認知症対策や介護問題への支援

事業・取組	内 容	所 管
ほのぼのコミュニティ 21 推進事業	住み慣れた地域の中で、安心して暮らすことのできる地域福祉社会の実現を目指し、在宅の一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯等を対象に、地域住民で構成する「ほのぼの交流協力員」(1グループ3人程度)が、週1回程度訪問し、孤独感の解消や安否確認を行っています。	福祉部福祉政策課
総合相談事業(地域包括 支援センター) 〔再掲〕	地域に住む高齢者の様々な相談に総合的に応じるため、市内11の日常生活圏域に地域包括支援センターを1箇所ずつ設置し、地域の高齢者や家族の状況等について実態把握しながら、継続的にフォローする総合相談事業を実施しています。	福祉部高齢者支援課
権利擁護事業(地域包括 支援センター)	市内11の日常生活圏域に地域包括支援センターを1箇所ずつ設置し、高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の防止・早期発見に努めています。	福祉部高齢者支援課

地域ケア会議推進事業	市（基幹型地域包括支援センター）が開催する地域ケア会議において、地域包括支援センターの地域ケア会議で浮かび上がった地域課題の解決に向けた検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指します。	福祉部高齢者支援課
高齢者安心確保事業	65歳以上の在宅一人暮らし高齢者等（非課税世帯）に対し、急病などの緊急時に受信センターへ連絡することができる緊急通報装置を設置します。	福祉部高齢者支援課
高齢者等見守り体制確保事業	警察、民間事業者及び地域の協力者との連携の下、何らかの支援を必要としている高齢者を地域社会全体で見守る体制を構築します。	福祉部高齢者支援課
認知症総合支援事業	認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるように、認知症の方や家族を支援するための体制づくりを推進します。	福祉部高齢者支援課
在宅医療・介護連携推進事業	高齢者が、自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けられるよう、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会などの関係機関と連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築します。	福祉部高齢者支援課
高齢者世帯等冬期除雪サービス事業	浪岡地区に住所を有する、65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯等を利用対象者とし、生活路確保のため、玄関から公道までの除雪を行います。	浪岡振興部健康福祉課

重点施策 2

働く世代に対する取組

勤労世代では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合や、傷病や障がい、ハラスメントなどの人間関係の問題等を抱えている場合もあります。働く世代のリスクに対し、家庭、地域、職場の領域から、多職種、多分野の連携により支援できるように取り組みます。

① 労働者・経営者への支援

事業・取組	内 容	所 管
あおもり健康づくり実践企業認定制度	職場の健康づくりに積極的に取り組み、実践している企業・団体等の事業所が一定の基準を満たしている場合に、「あおもり健康づくり実践企業」として市が認定して応援します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
地域・職域連携の取組	健康づくりリーダーの育成やあおもり健康づくり実践企業を含む企業・事業所へ直接出向いた健康講座やゲートキーパー養成講座の実施の他、職場の人間関係を含め広く心の不安や悩みに応じる「こころの相談窓口」の情報提供も行いながら、心身の健康づくりに向けて、地域と職域の連携を推進します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課 保健予防課
各種がん検診事業	生活習慣病予防対策の一環として、がんの早期発見と市民の健康意識を高めるため、胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん検診を、市指定医療機関、(公財)青森県総合健診センター及び市民センター等において実施します。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
特定健康診査事業	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の該当者及び予備群を特定健康診査によりの確に抽出し、減少させることを目的としています。	税務部国保医療年金課
特定保健指導事業	メタボリックシンドロームの方を対象に、改善すべき課題を明確にしながら、運動支援・栄養支援・生活支援プログラムを面接指導又は短期間で集中的に実施することにより、生活習慣の改善を促し、目標とする効果を最大限引き出せるよう支援します。	税務部国保医療年金課 保健部青森市保健所健康づくり推進課
糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく取組	糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者、治療中断者、治療中の者のうち医師が必要と認める者に対して、医療機関と連携して保健指導を行い、腎症等の糖尿病の重症化防止に努めます。	保健部青森市保健所健康づくり推進課
ひとり親家庭等就業自立支援事業	ひとり親家庭の母、父及び寡婦に対し、就業に関する各種相談や自立支援プログラムの作成を行い、ハローワークと連携を図りながら、就業の促進を図ります。	福祉部子育て支援課

② 無職・失業者への支援

事業・取組	内 容	所 管
生活困窮者自立支援事業	<p>生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットを拡充するため、自立のための相談を受け、自立支援プランを作成し、関係機関との連携によって生活困窮状態からの脱却を支援します。</p> <p>また、離職等により住宅を喪失又はその恐れのある方に対し、給付金の支給を行います。</p>	福祉部生活福祉一課

### 重点施策3 子ども・若者に対する取組

子ども・若年層に向けて相談窓口の情報発信をすることや、小さい時期から「相談できる」「相談していい」という、困ったときに援助を求める行動がとれるように子どもたちと関わり、働きかけていくことが重要です。

悩みを抱えた子ども・若年層が相談できるよう、教育機関や家庭・地域がゲートキーパーの役割を担えるような仕組みづくりと併せ、保護者に対する相談支援の推進に取り組みます。

#### ① 子ども・若者への支援

事業・取組	内 容	所 管
青森市子どもの権利相談センター	権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に「青森市子どもの権利相談センター」を設置し、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が相談者の気持ちに寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行います。	福祉部子育て支援課
子ども・若者支援地域協議会を通じた支援〔再掲〕	様々な要因から困難を抱えている子ども・若者を支援するため、教育、福祉、保健・医療、雇用などの機関で構成する「子ども・若者支援地域協議会」において、実務者会議による地域のネットワークの強化や、関係機関を招集した合同相談会、研修会等の開催により、若年層の様々な不安要因を軽減するための支援をします。	福祉部障がい者支援課
子どもの居場所づくり・学習応援事業〔再掲〕	家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲のある子どもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、それぞれの夢に挑戦できるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の中学生を対象に学習支援のほか、日常的な生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。	福祉部子育て支援課

#### ② 教育委員会の取組

事業・取組	内 容	所 管
教育相談適応指導事業	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、幼児児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。	教育委員会事務局 指導課

<p>青森市いじめ防止対策総合推進事業</p>	<p>いじめ防止対策として、未然防止・早期対応・いじめ防止対策の徹底・児童生徒のいじめ防止や自殺予防の普及啓発・長期休業明けの子どもたちの心身の健康観察等に取り組みます。</p> <p>また、ネットいじめ防止対策として、ネットいじめ防止対策に関する出前講座と教員研修の実施、ネットパトロールによる監視、いじめ相談対策として、電話相談、面接相談、メールによる相談を行います。</p>	<p>教育委員会事務局 指導課</p>
<p>学校教育に対する電話相談等対策事業</p>	<p>駅前庁舎において、保護者や市民からの電話や来室による学校教育等についての相談・要望に対する早期対応と継続支援を行います。</p>	<p>教育委員会事務局 指導課</p>



**重点施策 4**

健康問題を抱える人への支援

健康問題による自殺者の割合が高い状況にあります。心身の健康不安を抱える人への早期の支援に取り組みます。

① 生活習慣病等に関する支援

事業・取組	内 容	所 管
壮年期健康相談事業	生活習慣改善に向けた各種情報をわかりやすく提供するとともに、健康に関する不安の軽減を図り、個々の健康状態に応じた対応ができるように支援することを目的に、生活習慣病や心の健康問題等、心身の健康問題が増加する中高年を対象に、壮年期健康相談を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課  浪岡振興部健康福祉課
成人訪問指導事業 〔再掲〕	心身の不調により、健康管理に支援が必要な方を対象に健康の維持増進や生活の質の向上を図るため、訪問等により本人やその家族へ必要な保健指導を行います。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課  浪岡振興部健康福祉課
訪問保健指導事業	国保加入者の重複受診・頻回受診等の被保険者を対象に、保健師等が訪問指導を行い、医療費の適正化及び健康づくりに対する意識の向上、疾病の発症や重症化の予防、運動習慣や生活習慣の改善を図ります。	税務部国保医療年金課
特定保健指導事業 (再掲)	メタボリックシンドロームの方を対象に、改善すべき課題を明確にしながら、運動支援・栄養支援・生活支援プログラムを面接指導又は短期間で集中的に実施することにより、生活習慣の改善を促し、目標とする効果を最大限引き出せるよう支援します。	税務部国保医療年金課  保健部青森市保健所 健康づくり推進課
難病患者地域支援対策推進事業	日常生活及び療養を支援するため、難病患者とその家族等を対象に保健師や看護師等が訪問等を実施するほか、医師等による医療相談(講演会と個別相談)を行います。	保健部青森市保健所 感染症対策課

② 母子の健康への支援

事業・取組	内 容	所 管
保健師等による家庭訪問 及び電話相談	妊産婦や子育て家庭を対象に、保健師等が家庭訪問や電話により、妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみ プラザ  浪岡振興部健康福祉課
こんにちは赤ちゃん訪問 (妊産婦・新生児訪問指導事業、未熟児訪問指導事業)	保健師や助産師等が家庭訪問を行い、妊産婦の妊娠・出産・育児に関する不安の軽減や新生児の健やかな成長・発達を図ります。また、低出生体重児等の発育に応じた、専門的な養育相談や母子の心身の健康管理を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみ プラザ  浪岡振興部健康福祉課

乳幼児健康診査事業	乳幼児の健やかな成長を支え、心身の発育・発達の遅れなどの早期発見・早期治療を図るため、医師、保健師などによる健康診査を実施します。	保健部青森市保健所 あおり親子はぐくみ プラザ  浪岡振興部健康福祉課
思春期健康教室事業	小・中学生及びその保護者等を対象に、思春期の心と体の変化、性や生活習慣病予防等に関する正しい知識を習得できる機会となるよう、思春期健康教室を実施します。	保健部青森市保健所 あおり親子はぐくみ プラザ  浪岡振興部健康福祉課

## 4 自殺対策の取組 イメージ図



## 5 各種相談・各種助成

### 1) 各種相談

市民生活における様々な悩みや困りごと、経済的な問題、ひとり親家庭の相談、健康や病気、暴力や虐待などに関する相談に応じ、安心して生活できるように支援します。

事業・取組	内 容	所 管
市民相談事業	市民生活における悩み、疑問等に的確・適切に対応するため相談窓口を開設し、関係各課、国・県等関係機関、専門家などと連携しながら相談機会の確保・充実を図ります。	市民部生活安心課
消費生活相談事業	消費生活トラブルや多重債務で悩みを抱えている市民救済のために、青森市民消費生活センターにおいて消費生活に関する様々な相談を行います。	市民部生活安心課
生活保護相談	失業や病気など、何らかの原因で日々の暮らしに困っている方からの相談に応じ、生活保護の相談・申請を受け付けます。	福祉部生活福祉一課
生活困窮者相談	生活保護に至っていない生活困窮者からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	福祉部生活福祉一課 (相談窓口は青森市社会福祉協議会に委託)
雪に関する市民相談窓口事業	雪に関する市民サービスの向上を図るため、12月1日から翌年3月31日まで、市民からの雪処理や各種雪対策に関する相談・要望等を幅広く受け付けます。	都市整備部道路維持課
民生委員児童委員活動事業	福祉に関する相談に対し必要な福祉サービスが受けられるよう情報の提供を行うとともに、行政機関や専門機関への連絡調整を行います。	福祉部福祉政策課
家庭教育支援事業	家庭及び地域の教育力の向上のため、保護者や地域住民に家庭教育等に関する学習機会や情報を提供し、相談対応を行います。	教育委員会事務局 文化学習活動推進課
ひとり親家庭等自立支援対策事業	ひとり親家庭等の方が抱えている様々な課題の解消を図るため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターに母子・父子自立支援員を配置し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。	福祉部子育て支援課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、ひとり親家庭等の方が修学や疾病等により一時的に日常生活に支障をきたしている場合に、生活援助や保育サービスなどを行う家庭生活支援員を派遣します。	福祉部子育て支援課
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ

難病患者相談事業	医師、看護師、理学療法士等が難病患者や家族の抱える医療及び日常生活上の相談に対応することで、難病患者等の不安の解消を図ります。	保健部青森市保健所 感染症対策課
壮年期健康相談事業 〔再掲〕	生活習慣改善に向けた各種情報をわかりやすく提供するとともに、健康に関する不安の軽減を図り、個々の健康状態に応じた対応ができるように支援することを目的に、生活習慣病や心の健康問題等、心身の健康問題が増加する中高年を対象に、壮年期健康相談を実施します。	保健部青森市保健所 健康づくり推進課 浪岡振興部健康福祉課
要保護児童等への支援 〔再掲〕	児童相談所などの関係機関や庁内関係課等を構成員とする、青森市要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に対する虐待の未然防止及び早期発見・早期対応、適切な支援を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみ プラザ
DV相談支援センター運営事業 〔再掲〕	DV被害相談者からの電話相談・来所相談に応じるとともに、庁内における複数の手続きの一元化など、相談者の立場に立ったワンストップ支援を行います。 また、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関との連絡調整を行います。	市民部人権男女共同 参画課
困難な問題を抱える女性 支援事業 〔再掲〕	困難な問題を抱える女性からの電話相談・来所相談に応じ、相談者が必要とする支援について情報提供や関係機関等との連絡調整を行います。	市民部人権男女共同 参画課
高齢者虐待防止対策事業	高齢者虐待の対応において、高齢者虐待対応専門職チーム（青森県弁護士会、青森県社会福祉士会）による相談事業を活用しながら、適切な対応を行います。	福祉部高齢者支援課
終活情報登録事業	高齢者本人の尊厳を守るとともに、安心して暮らせるよう、本人の希望に基づき、緊急連絡等の終活関連情報を登録し、意思表示できなくなったり死亡した場合、特定の者からの照会に対して、本人に代わり指定した情報を開示します。	福祉部高齢者支援課
障害者相談支援事業	障がいのある方が地域で自立した生活ができるよう、障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用支援や情報提供、虐待防止や権利擁護のための必要な援助を行います。	福祉部障がい者支援課
重層的支援体制整備事業	既存の相談支援の枠組みを生かしながら、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。	福祉部福祉政策課

## 2) 各種助成

子どもに関すること、母子に関すること、働く世代に関すること、高齢者世帯等に関することについて、経済的負担の軽減を図る各種助成・援助・貸与等を行っています。

区分	事業・取組	内 容	所 管
子どもに関すること	小児慢性特定疾病医療費支給事業	小児慢性特定疾病は治療が高度かつ長期にわたり、医療費も高額であるという状況の中で、その治療に要した医療費の自己負担の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病名や各種検査値等の情報を提供することにより、児童の健全な育成及び医療の確立と普及に寄与するため、医療費の支給を行います。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
	子ども医療費助成事業	経済的に安心して子どもを医療機関等に受診させることができるよう、子どもにかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課
	就学援助事業(単独)	経済的理由により就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護に準ずる程度の経済的困窮があると認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	就学援助事業(災害支援)	経済的理由により義務教育への就学ができない児童生徒が出ないよう、要保護および要保護に準ずる程度に困窮している児童生徒の保護者のうち、東日本大震災被災者に対して就学に必要な経費の一部を援助します。	教育委員会事務局学務課
	奨学資金貸付事業	本市に在住する者の子弟で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保のため奨学金を無利子で貸与します。	教育委員会事務局学務課
母子に関すること	妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産ができるよう、公費負担による妊婦健康診査を実施し、母体の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ  浪岡振興部健康福祉課
	新生児聴覚検査事業	先天性の聴覚障害を早期発見し、早期療育につなげるため、公費負担により新生児聴覚検査を実施し、子どもの健やかな発育・発達を支援します。	保健部青森市保健所 あおもり親子はぐくみプラザ
	出産費資金融資あっせん事業	国民健康保険の被保険者で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産費資金の融資をあっせんし、利息の補給を行います。	税務部国保医療年金課
	ひとり親家庭等医療費助成事業	経済的に安心して医療機関等を受診できるように、ひとり親家庭の父又は母及び児童にかかる医療費の助成を行います。	税務部国保医療年金課

	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。	福祉部子育て支援課
働く世代に関すること	若年健康診査事業	健康診査に対して、費用の全額を助成します。(※自己負担はありません。)国民健康保険被保険者で今年度30歳になる方～39歳までの方。	税務部国保医療年金課
	労働者福祉増進事業(補助金)	中小企業で働く方の生活の安定と福祉の向上を図るため、結婚、出産、就学などの祝金や傷病、死亡などの見舞金の給付事業や福利厚生事業を実施する団体を支援するため、助成金を交付しています。	経済部経済政策課
	職業能力開発資金貸与事業	あおもりコンピュータ・カレッジに入学している者のうち、経済的理由により職業訓練の受講が困難な者に対して職業能力開発資金を貸与し、もって本市の技術者の育成及び雇用の安定と維持を図ります。	経済部経済政策課
高齢者世帯等に関すること	福祉の雪処理支援事業	冬期間の屋根の雪下ろし作業が困難な高齢者世帯等に対し、積雪時でも安心して暮らせるように、屋根雪処理費用の一部を助成します。	福祉部福祉政策課

## 第5章 計画の推進と評価

### 1 計画の推進

本計画を推進していくために、広報や市ホームページなどを活用し、市民への本計画の周知を行うとともに、庁内各部局や関係する保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野へも周知を図り、自殺対策の共通理解を進め、連携した取組を推進します。

また、自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む必要があります。

### 2 推進状況の評価

本計画の推進は、地域住民の健康の保持及び増進に関する事項を調査審議するため設置している「青森市健康福祉審議会地域保健専門分科会」において取組の評価・検証を行い、目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。





## 「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）」に係るわたしの意見提案制度の実施について

下記により、「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）」に係るわたしの意見提案制度（パブリックコメント）を実施します。

### 1 意見募集事案 「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）」

### 2 意見募集期間 令和6年10月1日（火）～令和6年10月31日（木）

### 3 意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- (1) 市内に住所を有するかた (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

### 4 公表資料の縦覧場所等

- (1) 令和6年10月1日（火）から次の縦覧場所に備付け（閉庁日、休館日を除く。）  
青森市保健部保健予防課（元気プラザ1階）、青森市役所本庁舎ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館  
以上25箇所
- (2) 令和6年10月1日（火）から市ホームページに公表資料を掲載
- (3) 広報あおもり10月号に告知記事を掲載

### 5 意見の提出方法

「青森市自殺対策行動計画（第2期計画）（素案）」に対する修正意見、付加意見、代案を次の方法で提出できるよう募集します。

ご意見を提出する際には、氏名及び住所（法人その他の団体等の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）を明記。

市内に住所を有しないかたは、上記3の（1）以外の区分を明記・選択。

- (1) 電子メール 市HPのトップページ左側にある「市民参加の広場（わたしの意見提案制度）」から送信
- (2) 郵送（封書・はがき） 〒030-0962 青森市佃二丁目19-13 青森市保健部 保健予防課 宛
- (3) ファックス 017-718-5645（保健予防課内ファックス）
- (4) 直接持参 青森市保健部 保健予防課（元気プラザ1階）

### 6 結果の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方については、令和6年12月に公表する予定です。

### 7 問合せ先 青森市保健部 保健予防課 電話 017-765-5285